

# 資料編

## 1 新座市みどりのまちづくり条例

平成3年3月29日

条例第3号

### (目的)

第1条 この条例は、武蔵野の自然に恵まれ、みどり豊かな郷土にいざを市民一体となって築き上げるため、みどりの保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を形成する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、樹林(竹林を含む。)、生け垣、草花、草地及び農地をいう。
- (2) 樹木等 みどりを形成している木本及び草本の総体をいう。
- (3) 開発行為等 主として宅地の造成その他建築物又はその他の工作物の建設を目的として行う土地の区画形質を変更する行為等で、規則で定めるものをいう。
- (4) 所有者等 樹木等の存する土地又は土地に存する建築物その他の工作物について正当な権利を有する者をいう。

### (市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために、基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、公共施設を整備する上でみどりを保全し、及び新たな緑地空間を創出する等、あらゆる施策を通じて、みどりの保全及び緑化の推進に最大の努力を払わなければならない。

2 市長は、広報活動、啓発運動等を通じて、みどりの保全及び緑化の推進に関する知識の普及並びに市民意識の高揚に努めなければならない。

### (市民の責務)

第4条 市民は、自らみどりの保全及び緑化の推進に努めるとともに、市が実施するみどりに関する施策に積極的に協力する責務を有する。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、みどりの保全及び緑化の推進に必要な措置を講ずるとともに、市が実施するみどりに関する施策に積極的に協力する責務を有する。

### (国、公共団体等の責務)

第6条 国若しくは他の公共団体又はこれらの機関は、その管理する公共施設について、みどりの保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(緑化計画の調整)

第7条 規則で定める一定規模以上の開発行為等を行おうとする者は、規則で定める緑化基準に適合するように、あらかじめみどりの保全及び緑化の推進に関する計画(以下「緑化計画」という。)を作成し、市長の調整を受けなければならない。

2 前項の規定により緑化計画の調整を受けた者は、当該計画の内容を誠実に遵守しなければならない。

(樹木の保存)

第8条 何人も、その所有し、又は管理する樹木の保存に努めなければならない。

(伐採の届出)

第9条 規則に定める基準以上の土地の所有者又は管理者は、当該土地に存する樹木を伐採しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、届出を要しない。

(1) 通常の管理行為等で規則で定める行為

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

3 市長は、第1項の届出があったとき、又は必要と認めるときは、同項の土地の所有者又は管理者に対して、緑化に関して指導又は助言をすることができる。

(市指定保存樹木等)

第10条 市長は、規則で定める基準に該当する樹木等で、特に保存をする必要があると認めるものについては、所有者等の同意を得て、相当の期間を定めて、市指定保存樹木等として指定することができる。

2 前項の指定は、所有者等からの指定の申請を相当と認める場合にもすることができる。

3 前2項の規定は、次に掲げる樹木等については、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木等

(2) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条の規定により指定された近郊緑地保全区域内の樹木等

(3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定により定められた特別緑地保全地区内の樹木等

(4) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条の規定により定められた生産緑地地区内の樹木等

(5) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条の規定により指定された保全区域に植生する樹木等

(6) ふるさと埼玉の緑を守る条例(昭和54年埼玉県条例第10号)第8条及び第11条の規定により指定された景観地、森及び並木道に植生する樹木等

(7) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等で、前各号に掲げるもの以外のもの

4 市長は、市指定保存樹木等を指定したときは、遅滞なく、その旨を明らかにするための標識その他の表示をしなければならない。

(平 17 条例 29・一部改正)

(市指定保存樹木等に係る行為の制限)

第 11 条 何人も、市指定保存樹木等の健全な育成に努め、市指定保存樹木等を損傷し、又は現状変更その他その保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為等で規則で定める行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 市長の許可を得て行う行為

2 市長は、前項第 3 号の許可について、必要な条件を付けることができる。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(届出義務)

第 12 条 市指定保存樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 市指定保存樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (2) 市指定保存樹木等を他に譲渡しようとするとき。
- (3) その他指定の内容に変更が生じたとき。

(指定の解除)

第 13 条 市長は、市指定保存樹木等が第 10 条第 3 項各号の一に該当するに至ったとき、又は前条各号の一に掲げる事情等によりその指定の理由が消滅したと認められるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、市指定保存樹木等の指定を解除することができる。

3 所有者等は、市指定保存樹木等について、指定の解除をなすべき旨を市長に対し申し出ることができる。

4 市長は、前 3 項の規定に基づいて、市指定保存樹木等の指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

(みどりの保全協定)

第 14 条 市長は、市指定保存樹木等を除き、規則で定める規模以上の樹林その他の緑地について、相当の期間を定めて、当該緑地の所有者等とみどりの保全協定を締結することができる。

2 市長は、みどりの保全協定を締結した緑地について、市民憩いの森として、市民の利用に供するために必要な整備をしなければならない。

(準用)

第 15 条 第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 12 条の規定は、みどりの保全協定を締結した緑地について準用する。

(緑化推進地区)

第 16 条 市長は、地域の緑化を推進するため、一定区域を緑化推進地区に定め、地域住民とともに樹木等の保全及び植栽に努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により緑化推進地区を定めたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(緑化協定)

第 17 条 一定区域内に存する一団の土地又は建物の所有権者、地上権者及び借地権者(次項において「一団地内所有権者等」という。)は、共同で、一定区域のみどりの保全及び緑化を図るための協定(以下「緑化協定」という。)を締結し、その旨を市長に届け出ることができる。

2 前項の規定により緑化協定を届け出た一団地内所有権者等は、緑化協定に係るみどりの保全及び緑化の推進に積極的に努めなければならない。

(助成等)

第 18 条 市長は、この条例の規定によりみどりを保全し、及び緑化を推進する者に対して、技術的な助言、苗木の供給又はあっせんその他みどりに関する施策の推進に必要な措置を講ずるとともに、予算に定める範囲内で、必要な助成を行うものとする。

(緑化推進協議会)

第 19 条 市長の諮問に応じ、第 1 条の目的を達成するために必要な事項を協議するため、新座市緑化推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 16 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員 4 人以内

(2) 学識経験者 4 人以内

(3) 市民 4 人以内

(4) 市職員 4 人以内

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、委員の互選により会長を置く。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 20 条 協議会の庶務は、都市計画部において処理する。

(平 11 条例 19・一部改正)

(勧告)

第 21 条 市長は、第 7 条の規定に違反して開発行為等を行う者に対して、当該行為の中止又は緑化計画の履行を勧告することができる。

(違反事実の公表)

第 22 条 市長は、前条に定める勧告に従わなかった者又はこの条例の規定に違反して著しくみどりを破壊した者がある場合は、協議会の意見を聴いて、その事実を市民に公表することができる。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の新座市みどりのまちづくり条例(以下「新条例」という。)第 9 条、第 21 条及び第 22 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。
- 2 新条例の規定(前項ただし書に規定する部分を除く。次項において同じ。)は、平成 3 年 4 月 1 日以後の届出、申請その他の所有者等の行為に係るものから適用し、同日前の届出、申請その他の所有者等の行為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の施行前に、改正前の新座市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例の規定に基づいて市長が指定し、若しくは協定し、又は助成等をした保存樹木等に係る新条例の規定の適用については、それらの市長の行為は、当該行為に対応する新条例の相当規定によるものとみなす。

附 則(平成 11 年条例第 19 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項第 1 号の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 新座市緑化推進協議会委員名簿

区 分		氏 名	備 考
市議会 議員	1	小池 秀夫	
	2	星川 一恵	
	3	石島 陽子	会長代理
	4	北村 由江	
学識 経験者	5	岩本 實	会長
	6	神谷 由紀雄	
	7	川崎 亮	
	8	平井 利生	
市民 代表	9	遠藤 敏子	
	10	小見野 洋子	
	11	瀧島 正善	
	12	細沼 勇	
市職員	13	中島 栄	市民環境部長
	14	榎本 和夫	財政部長
	15	新井 和久	教育総務部長
	16	高橋 吉文	建設部長

### 3 新座市緑の基本計画に係る実施計画庁内検討委員会設置要綱

(平成18年7月6日市長決裁)

(設置)

第1条 新座市緑の基本計画に係る実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、実施計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施計画の基本施策に関すること。
- (2) 実施計画の案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市計画部長
  - (2) 都市計画部次長
  - (3) 別表に掲げる所属の職員であつて、市長が任命するもの
- 2 委員長は都市計画部長を、副委員長は都市計画部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(新座市緑化推進協議会の意見の反映)

第5条 委員会は、みどりのまちづくり条例に基づき緑の保全や緑化の推進に関する事項を協議するために組織された新座市緑化推進協議会の意見が実施計画の案に十分に反映されるよう努めるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画部みどりと公園課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあつた日から実施する。
- 2 この要綱は、実施計画の策定の日とその効力を失う。

別表（第3条関係）

課 名
企画総務部企画課
企画総務部自治振興課
企画総務部観光都市づくり推進室
財政部管財契約課
財政部施設管理課
財政部資産税課
市民環境部環境対策課
市民環境部市民安全課
市民環境部経済振興課
福祉健康部生活福祉課
福祉健康部児童福祉課
都市計画部まちづくり計画課
都市計画部開発指導課
都市計画部建築指導課
建設部道路整備課
教育総務部教育総務課
教育総務部生涯学習課
教育総務部スポーツ健康課



#### 4 新座市緑の基本計画に係る実施計画庁内検討委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
委員 長	都市計画部長	小島 修一
副委員 長	都市計画部次長兼建築指導課長 (任期：H18.7.6～H18.9.30) 都市計画部次長兼建築指導課長 (任期：H18.10.1～)	柳原 聡 谷 充博
委 員	企画総務部企画課主任	山口 聡
	企画総務部自治振興課長補佐	渡辺 哲也
	企画総務部観光都市づくり推進室主事	松崎 武志
	財政部管財契約課技師	石田 一成
	財政部施設管理課主査 (任期：H18.7.6～H18.9.30) 財政部施設管理課技師 (任期：H18.10.1～)	柴田 順一 森山 栄一郎
	財政部資産税課専門員兼土地係長	関沢 三喜夫
	市民環境部環境対策課主席主査	中川 照男
	市民環境部市民安全課消防防災係長 (任期：H18.7.6～H18.9.30) 市民環境部市民安全課消防防災係主任 (任期：H18.10.1～)	金子 啓一 大坂 悦子
	市民環境部経済振興課専門員 (任期：H18.7.6～H18.9.30) 市民環境部経済振興課主査 (任期：H18.10.1～)	橋本 成子 栗山 隆司
	福祉健康部生活福祉課長補佐兼地域福祉係長	新井 京子
	福祉健康部児童福祉課長補佐	大隅 さち江
	都市計画部まちづくり計画課主事	瀧口 直実
	都市計画部開発指導課主事	沼倉 伸哉
	都市計画部建築指導課主事	高村 優美
	建設部道路整備課主査	竹内 尚治
	教育総務部教育総務課専門員兼管理係長	島村 修司
	教育総務部生涯学習課主査	藤井 孝文
教育総務部スポーツ健康課主査	藤澤 香澄	

## 5 策定の経過（概要）

年月日	内容
平成18年 3月29日	新座市緑の基本計画策定
平成18年 5月 1日	新座市緑の基本計画公表
平成18年 7月 6日	新座市緑の基本計画に係る実施計画庁内検討委員会の設置、委員の任命
平成18年 7月31日	第1回庁内検討委員会
平成18年 8月 2日	緑の基本計画に関連する事業について関係各課へ意見照会（1）
平成18年 8月25日	第2回庁内検討委員会
平成18年 8月30日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について関係各課へ意見照会（2）
平成18年 9月25日	第3回庁内検討委員会
平成18年10月 3日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について新座市緑化推進協議会へ意見照会（1）
平成18年10月31日	第4回庁内検討委員会
平成18年10月31日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について関係各課へ意見照会（3）
平成18年11月22日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について関係各課へ意見照会（4）
平成18年12月 4日	平成18年度第1回新座市緑化推進協議会で審議
平成18年12月19日	第5回庁内検討委員会
平成18年12月27日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について新座市緑化推進協議会へ意見照会（2）
平成19年 2月 1日	新座市パブリック・コメント手続き条例に基づく意見の募集
平成19年 2月 1日	新座市議会各議員に意見照会
平成19年 3月27日	第6回庁内検討委員会
平成19年 3月29日	平成18年度第2回新座市緑化推進協議会で審議
平成19年 3月30日	新座市緑の基本計画アクションプラン策定

## 6 用語解説

### あ

- 一時避難場所** 地震等による災害が発生したときに、一時的に避難して情報を得る場所で、市が小・中学校のグラウンドや公園などを指定する。
- 運動公園** 都市住民全般の、主として運動の利用を目的とした公園。面積 15ha～75haを標準とする。
- オープンスペース** 建物の無い一定の広がりのある場所のこと。都市の公共の緑地（公園、運動場等）、その他緑地等（水辺、山林、社寺境内、墓地等）を指す。

### か

- 幹線道路** 都市間の主要地点を結ぶ道路のこと。
- 管理協定** 地方公共団体などが特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域内の緑地について土地所有者による管理が不十分であると認められる場合に、土地所有者に代わって管理を行うために締結する協定のこと。
- 協働** 市民・事業者・市などが、それぞれの役割を果たしながら、同じ目標に向かって取り組むこと。
- 近郊緑地保全区域** 首都圏近郊緑地保全法に基づく、首都圏近郊の一定の区域内において良好な自然環境を形成している緑地で住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等を目的として国土交通大臣が指定する緑地

### さ

- 市街化区域** 都市計画区域内において、既に市街化している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- 市街化調整区域** 都市計画区域内において市街化を抑制する区域。新たな開発などは一般に禁止され、農林漁業などの一部の建物しか建てられない。
- 市民緑地** 都市緑地法に基づき地方公共団体が緑地の所有者と契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地
- 社寺林** 神社や寺院の周囲の林
- 自然環境学習** 樹林や川など自然の環境や人が活用してきた環境を題材にしながら、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。
- 森林整備計画** 市町村が、その区域内にある地域森林計画の対象になっている民有林につき、五年ごとに、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める計画（市町村森林整備計画）
- 住区基幹公園** 主として、周辺に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。街区公園、近隣公園及び地区公園で構成される。
- 生産緑地（地区）** 市街化区域内において、公害又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な生活環境の形成を図る

ため、生産緑地法により指定された農地のこと。

**総合公園** 都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園。都市規模に応じ、1か所当たり10～50haを標準として設置する。

**総合振興計画** 地方自治法第2条第5項に基づき、市町村の行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として定める構想。議会の議決を経て決定される。

## た

**地区計画制度** 地区の特性を活かした良好な環境の街区を整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき、都市施設の位置や建築物等のルールを定める計画制度

**地区公園** 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1か所当たり4haを標準として設置する。

**特別緑地保全地区** 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地の保全を目的として、都道府県又は市町村が都市計画に定める地区

**都市基幹公園** 都市住民全般を対象とした公園。総合公園と運動公園で構成される。

**都市計画道路** 都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。

**都市公園** 都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。

**都市緑地法** 良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律

**土地区画整理事業** 都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

## は

**ビオトープ** ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」の合成語。野生生物の生息空間

**萌芽更新** コナラ、クヌギなどは切り株から新しい芽(萌芽)を出す性質があり、これを育成して次代の林を育成する方法をいう。

**保全配慮地区** 保全を図るべき必要がある緑地について、市民緑地の指定や条例による保全措置等により、行政と市民が協力しながら、計画的かつ総合的に緑地保全の政策を推進するために定める地区

**保存樹木等** 比較的大きな樹木等を保全するために、所有者等の同意を得て、保存樹木等として市が指定している制度

## ま

**みどりの保全協定  
緑地**

既存の雑木林や斜面林などの緑地を保全していくため、相当の期間を定めて当該緑地の所有者等とみどりの保全協定を締結し、憩いの森として市民に開放している緑地

**みどりのまちづくり  
基金**

緑地の保全や緑化の推進を図る目的に設置された基金

## や

**屋敷林**

北風や日差しから居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林

**用途地域**

都市計画法で定める区域ごとの建築用途の制限。住宅と工場等異なる機能が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図ろうとする制度

## ら

**緑地協定**

一団地の土地等の所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される住民自身による自主的な緑地の保全や緑化の推進に関する協定

## わ

**ワークショップ**

参加者が自由に意見交換しながら、創造行為や合意形成を図っていくよう工夫された市民参加型会議の一つ

## 新座市緑の基本計画アクションプラン

策 定：平成19年3月

発 行：新座市

編 集：新座市都市計画部みどりと公園課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

TEL 048-477-1111(代表)



新座市